

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社柳川合同に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社柳川合同に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2024年9月30日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社柳川合同に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社柳川合同（「柳川合同」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業

主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、柳川合同の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、柳川合同がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

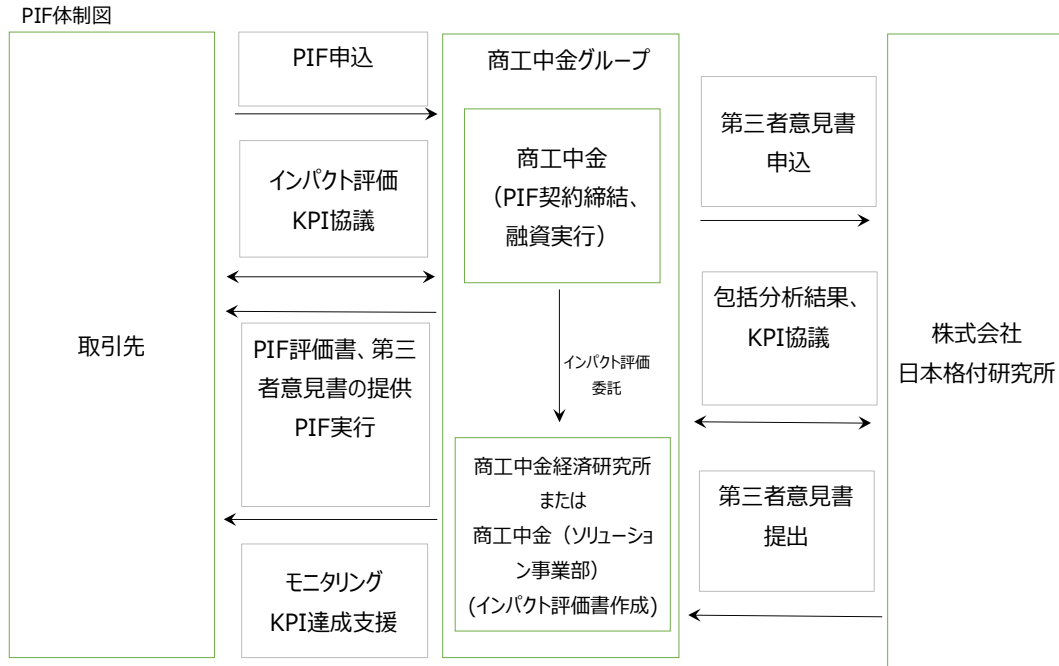
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である柳川合同から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

日野 響

日野 響



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年9月30日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社柳川合同（以下、柳川合同）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、柳川合同の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 社是、企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社柳川合同
借入金額	200,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	10 年
モニタリング実施時期	毎年 7 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	福岡県柳川市西浜武 475-2
創業・設立	1954 年 4 月 28 日
資本金	69,000,000 円
従業員数	96 名 (2024 年 8 月現在)
事業内容	一般貨物自動車運送業 倉庫業
主要取引先	NX・NP ロジスティクス(株)、(株)東京堂、伊藤忠リーテイルリンク(株)、(株)タカラ倉庫運輸サービス、(株)チクホー、ロジテック福岡(協)、山川運送(株)、キリングループロジスティクス、九州運輸センター(協)、西鉄運輸(株)、(株)関家具、パラマウントベッド(株)、日本通運(株)、(株)ギンビス、富士地区貨物運送事業(協)、中越運送(株)、遠州トラック(株)、羽後運送(株)、越谷ネットワーク(協)、(株)ニシヒロ

【業務内容】

- 柳川合同は、福岡県柳川市にある 1954 年設立の福岡を代表する一般貨物運送及び倉庫業者である。事務所・営業所は九州地方を中心に関東、関西地方含めて計 11 箇所所有している。2023 年には鹿児島県霧島市に九州一帯をカバーする輸送ネットワークの構築を目的とした物流拠点を新設した。顧客のロジスティクス戦略に対応するため、常に新たなサービスの開発に取り組んでおり、輸送サービスをはじめ、保管サービスから流通加工を含めた荷役サービスの提供を行うなど、総合的な物流サービスを展開している。特に九州をはじめ関東・関西の各拠点を活かした物流ネットワークに加え、チャーター便や混載便などに対応した自社車両を計 231 台保有することで、多様化する顧客ニーズに応えている。また 2024 年問題への対応として、関係子会社である(株)柳川合同トランスポート、(株)関東柳川合同運送及び柳川合同ロジ(有)と連携し、中継輸送やモーダルシフト、倉庫管理を行うことにより、急な案件にも迅速かつ丁寧な対応ができるよう体制を整備している。



- 株式会社 柳川合同
- 株式会社 柳川合同トランスポート
- 柳川合同ロジ 有限会社
- 株式会社 関東柳川合同
- ハーティカンパニー 有限会社
- 株式会社 オニマル

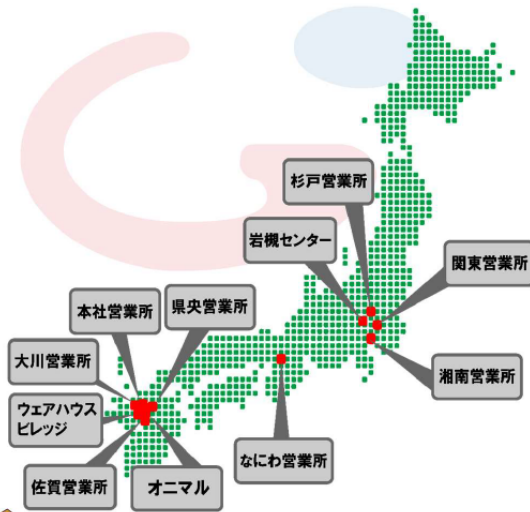


添付群①上：グループ会社一覧 下：当社トラック画像 以下全て資料は当社より提出

【事業拠点】 添付群② 当社営業所マップ及び営業所写真

柳川合同 営業所マップ

現在12拠点にて事業展開



- **本社営業所**
福岡県柳川市西浜武475-2
- **杉戸営業所**
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸1-14-11
- **関東営業所**
埼玉県吉川市大字上内川903-1
- **なにわ営業所**
大阪府東大阪市石切町6-4-3
- **佐賀営業所**
佐賀県佐賀市諸富町徳富691-1
- **県央営業所**
福岡県三井郡大刀洗町高樋1706-2
- **ウェアハウスビレッジ**
福岡県柳川市西蒲池1412-1
- **湘南営業所**
神奈川県平塚市小鍋島 268
- **大川営業所**
福岡県大川市下青木北境237-2
- **岩槻センター**
埼玉県さいたま市岩槻区掛615
- **オニマル**
福岡県みやま市瀬高町文1613-1
- **さつま営業所**
鹿児島県霧島市国分町市下井字上塩濱3247-1



yanagawagodo.co.jp

本社営業所



関東営業所



杉戸営業所



ウェアハウスビレッジ



大川営業所



県央営業所



佐賀営業所



なにわ営業所



【車両情報】 添付群③ 保有トラック一覧

■ 大型ウイング車



■ 中型ウイング車



■ 大型平ボディ車



■ 中型平ボディ車



■ 中型車



■ 小型車



【沿革】

1954年	江口緑 他3名により設立登記
1973年	荒巻稔 代表取締役就任
1990年	第1倉庫新設
1992年	第2倉庫買取
1995年	第3倉庫、第4倉庫、整備場、本社事務所新築 関連会社・ハーティーカンパニー(有)を設立 本社を柳川市西浜武 475-2 へ移転
1997年	東北営業所開設
1998年	第4倉庫増築
1999年	大川物流センター開設
2000年	佐賀営業所開設
2002年	株式会社柳川合同に社名変更。荒巻哲也 代表取締役就任 関連会社・合同サービス(有)設立。柳川合同関東営業所開設
2004年	ISO9001 認証取得
2005年	グリーン経営認証取得
2009年	第5倉庫新設
2010年	関連会社・(株)柳川合同トランスポート設立 関連会社・(株)関東柳川合同を設立。本社を柳川市西浜武 475-2 へ移転
2011年	柳川合同：杉戸営業所開設
2012年	合同サービス Gマーク取得
2013年	柳川合同：なにわ営業所・県央営業所開設
2014年	関東柳川合同杉戸営業所開設。柳川合同トランスポート なにわ営業所開設。 柳川合同トランスポート Gマーク取得。引越優良事業者認定取得
2015年	第6倉庫新築、第7倉庫・第8倉庫を買取
2016年	柳川合同県央営業所 第2倉庫新築 柳川合同、関東柳川合同湘南営業所開設
2017年	柳川合同岩槻センター開設
2019年	合同サービスを柳川合同ロジへ改名 関東柳川合同を関東柳川合同運送へ改名
2020年	ウェアハウスビレッジ開設
2022年	柳川合同さつま営業所、柳川合同ロジさつま営業所開設
2023年	ウェアハウスビレッジ増床 柳川合同さつま営業所倉庫竣工 柳川合同 MPH センター開設

品質マネジメントシステム
適合証明証
登録番号：NQA-0777A
株式会社 柳川合同

上記名称の組織の品質マネジメントシステムは、

規格：ISO 9001:2015, JIS Q 9001:2015

に基づく審査の結果、下記の認証範囲に関し、その要求事項に適合していることをここに証明する。

範囲：家具・家電・食品（冷凍・冷蔵食品含む）等の一般貨物の陸上輸送サービスの設計・開発及び提供並びに保管サービス

認証事業所：
付属書参照



品質マネジメントシステム
付属書
登録番号：NQA-0777A
株式会社 柳川合同

認証事業所：

- 株式会社 柳川合同 本社
福岡県柳川市西沢475-2
QMS管理、受注・契約管理、家具・家電・食品（冷凍・冷蔵食品含む）等の一般貨物の陸上輸送サービスの設計・開発及び利用運送並びに保管サービス
- 株式会社 柳川合同トランスポート 本社
福岡県柳川市西沢475-2
家具・家電・食品（冷凍・冷蔵食品含む）等の一般貨物の陸上輸送
- 株式会社 柳川合同 ウェアハウスビレッジ
福岡県柳川市西沢池1412番地1
家具等の一般貨物の陸上輸送及び陸上輸送手配サービス並びに保管サービス
- 株式会社 柳川合同 佐賀営業所
佐賀県佐賀市藤原町藤原9-1-1
家具等の一般貨物の陸上輸送手配サービス及び保管サービス
- 株式会社 柳川合同 熊本営業所
熊本県三井郡大刀洗町高橋1706-2
家電・家具等の一般貨物の陸上輸送手配サービス及び保管サービス
- 柳川合同ロジ有限公司 本社
福岡県三井郡大刀洗町高橋1706-2
家電・家具等の一般貨物の陸上輸送
- 株式会社 柳川合同 なにお営業所
大分県大分市中石垣町6丁目4-3
家具等の一般貨物の陸上輸送手配サービス及び保管サービス
- 株式会社 柳川合同トランスポート なにお営業所
大分県大分市中石垣町6丁目4-3
家具等の一般貨物の陸上輸送
- 株式会社 関東柳川合同運送 本社
埼玉県川口市大字上内田903-1
家具等の一般貨物の陸上輸送
- 株式会社 関東柳川合同運送 湖南営業所
神奈川県平塚市城内929-8
家具等の一般貨物の陸上輸送

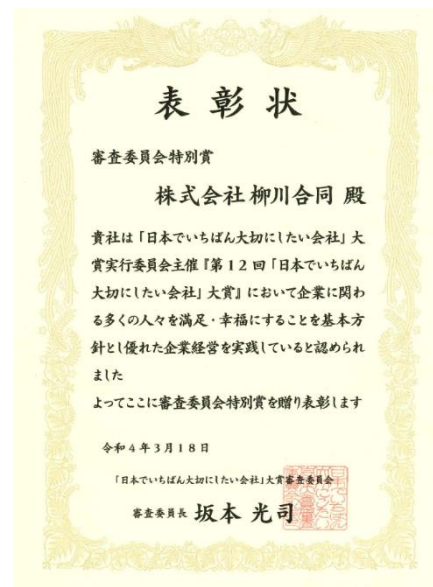
証明証No. : NQA-22090777A
初回登録日 : 2014年11月30日
有効期限 : 2025年11月29日
認証決定日 : 2022年11月21日

PAGE1/1

添付④ ISO9001 画像

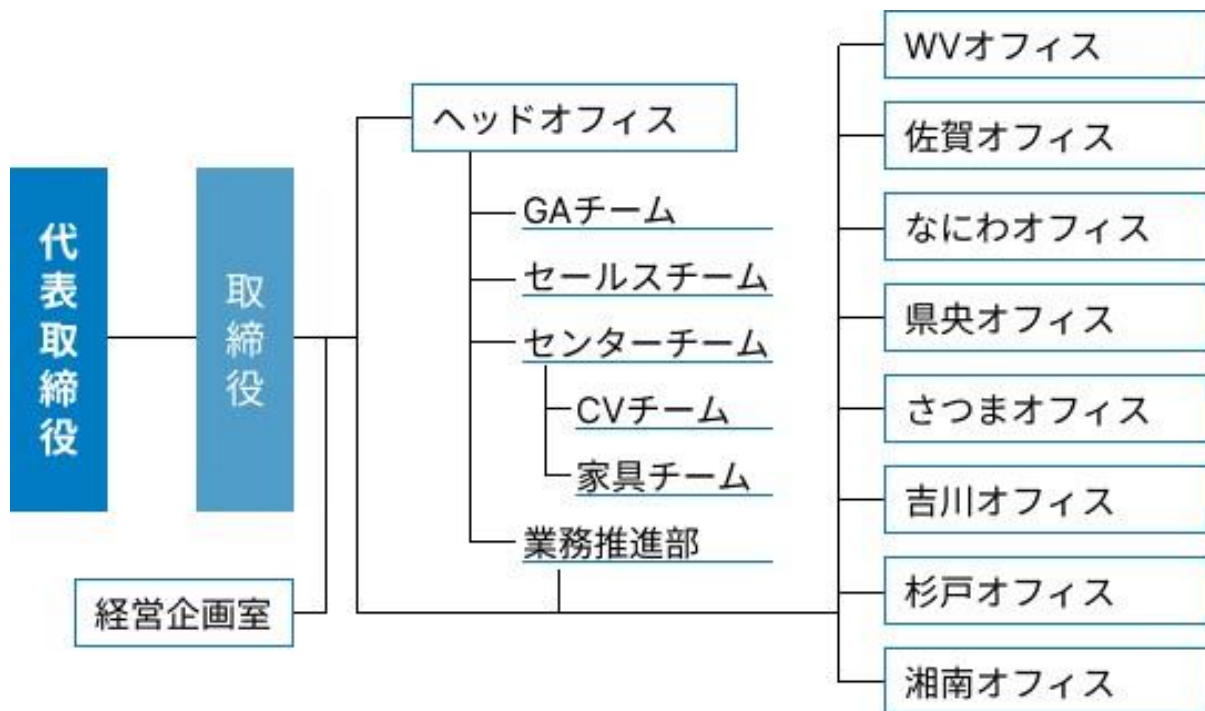


添付⑤ 健康づくり優良事業所認証



添付⑥ 日本でいちばん大切にしたい会社賞状

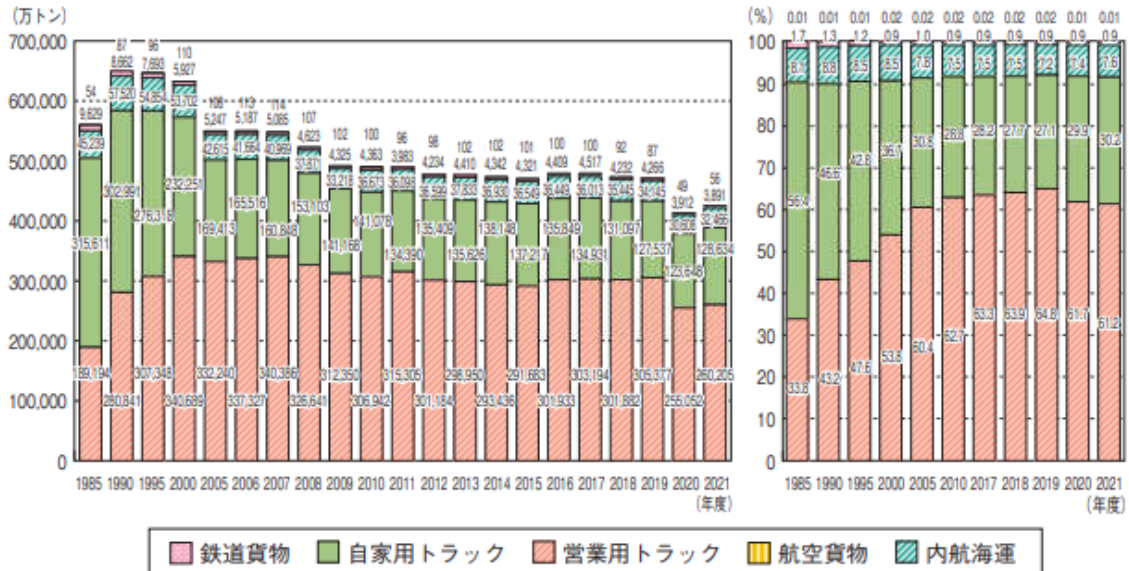
【組織図】



添付⑦ 組織図

2.2 業界動向

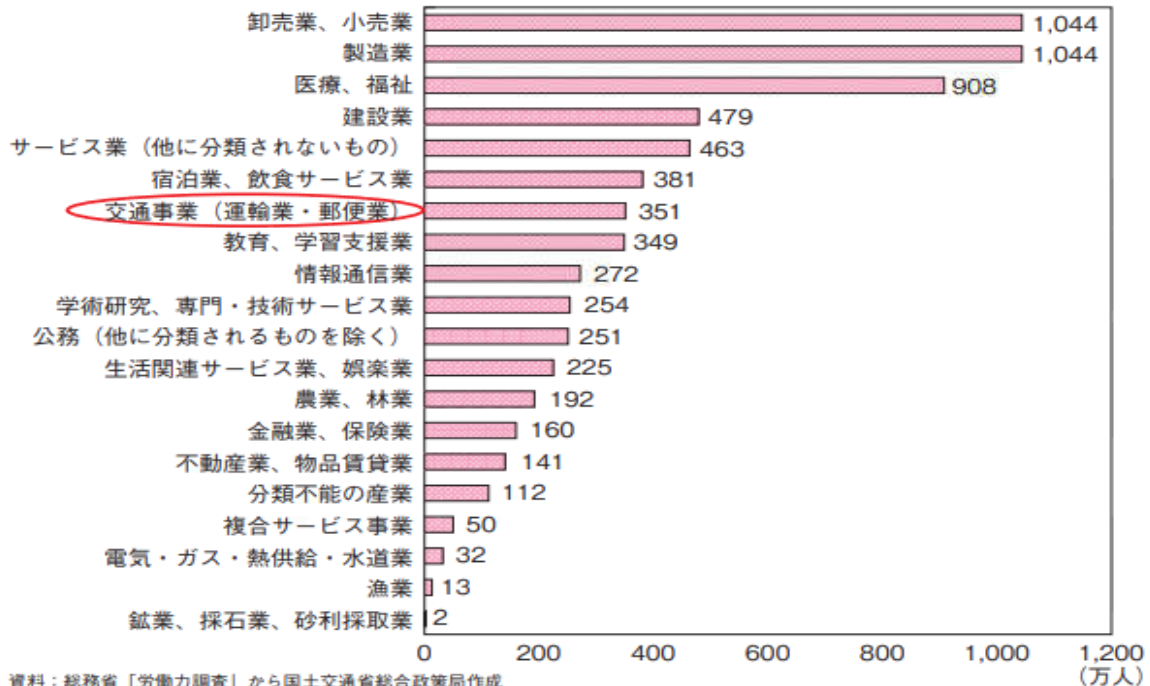
図表1-2-1-5 国内貨物輸送量（左図）と各交通機関の分担率（右図）の推移



資料：「鉄道輸送統計」「自動車輸送統計」「内航船舶輸送統計」「航空輸送統計」から国土交通省総合政策局作成

- 国内貨物輸送量（トンベース）は、長期的には緩やかな減少傾向にあるが、その背景には、主要な荷主業種による年間総出荷量の減少や、重量のシェアが大きな貨物（砂利・石・石材、生コンクリート、セメント製品、金属製品等）の出荷量の減少があると考えられる。
- 2021年度の国内貨物輸送における各交通モードの分担率は、営業用と自家用を合わせたトラックが91.4%を占め、内航海運が7.6%、鉄道が0.9%、航空は0.01%である。トラックが非常に高い分担率を担っている背景としては、ドア・ツー・ドア輸送の利便性や時間を問わないフレキシブルなサービスが可能であり、幅広い物流ニーズに対応していること、船舶、鉄道、航空による長距離輸送の末端輸送のうち大半をトラックが担っていることが挙げられる。柳川合同はトラック輸送において、国内貨物輸送に貢献している。

産業別の就業者数（2022年）



事業区分ごとの事業者数、営業収入等

区分	事業者数（者）	営業収入（億円）	1事業者当たりの平均営業収入（億円）
旅客鉄軌道事業	(2022年度) 207	(2020年度) 41,219	199.1
貨物鉄軌道事業	(2022年度) 10	(2020年度) 1,404	140.4
乗合バス事業	(2021年度) 2,377	(2021年度) 7,433	3.1
貸切バス事業	(2021年度) 3,589	(2021年度) 2,520	0.7
タクシー事業	(2021年度) 45,413	(2021年度) 9,855	0.2
トラック事業	(2021年度) 63,251	(2020年度) 183,473	2.9
自動車整備事業	(2022年度) 72,370	(2022年度) 57,388	0.8
旅客船事業	(2022年度) 945	(2021年度) 2,137	2.3
内航海運事業	(2022年度) 3,309	(2020年度) 7,554	2.3
外航海運事業	(2021年度) 190	(2021年度) 24,357	128.2
港湾運送事業	(2021年度) 858	(2020年度) 9,911	11.6
航空事業	(2021年度) 17	(2021年度) 20,916	863.1

注1：航空事業は、日本の主要航空会社の合計

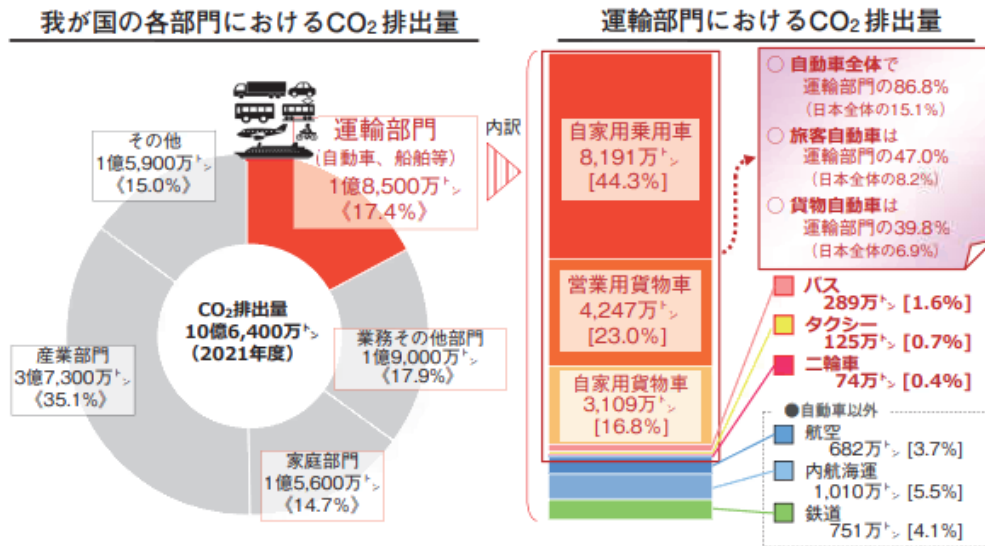
注2：「1事業者当たりの平均営業収入（億円）」の算出に用いる事業者数と営業収入の年度は異なるものがある。

資料：鉄道統計年報、自動車局調べ、海事局調べ、港湾局調べ、航空局調べ等から国土交通省総合政策局作成

- 2022年の交通事業の就業者数は351万人で、全産業の就業者数の5.2%を占めている。交通事業の労働者不足感が生じている一方で、就業者数はほぼ横ばいとなっている。交通事業の事業区分別の従業者数では、事業者数と営業収入が最も大きいトラックが圧倒的に多く、交通事業全体の約半数を占めている。トラック運送業界は長時間労働等を背景にドライバー不足が深刻化しており、将来の担い手確保のためにも、働き方改革は喫緊の課題となっている。

- 物流の2024年問題として、「働き方改革関連法」によって2024年4月以降、ドライバーの年間時間外労働時間の上限が960時間に制限されている。柳川合同は、トラックドライバーの長距離輸送による長時間労働の改善に向け、労務負担を軽減するモーダルシフトや、働き方改革の推進によってドライバー不足対策に取り組んでいる。

日本の各部門及び運輸部門における二酸化炭素排出量の内訳



注1：電気事業者の発電に伴う排出量、熱供給事業者の熱発生に伴う排出量は、それぞれの消費量に応じて最終需要部門に配分。
 注2：端数処理の関係上、合計の数値が一致しない場合がある。
 注3：二輪車は2015年度確報値までは「業務その他部門」に含まれていたが、2016年度確報値から独立項目として運輸部門に算定。
 注4：本図表のCO₂排出量は、エネルギー起源CO₂の排出量である（ただし、「その他」及び「CO₂排出量」には、非エネルギー起源CO₂の排出量が含まれる。）。
 資料：温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2021年度）確報値」から国土交通省総合政策局作成

- 2021年度の日本のCO₂排出量は10億6,400万トンであるが、そのうち運輸部門におけるエネルギー起源CO₂排出量は1億8,500万トンで、CO₂排出量全体の17.4%を占めている。さらに、運輸部門におけるエネルギー起源CO₂排出量の内訳を見ると、自動車が86.8%（日本のCO₂排出量全体の15.1%）を占め、そのうち、自家用乗用車を中心とする旅客自動車が47.0%（同8.6%）、貨物自動車（トラック）が39.8%（同6.9%）を排出している。
- CO₂排出量の状況を踏まえ、国土交通省では、総合物流施設大綱（2021年度～2025年度）の柱である「物流DXや標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化」や「労働力不足対策の推進と物流構造改革の推進」に即した取り組みを行っている企業を積極的に支援し、物流の生産性向上を推進している。また、（公社）全日本トラック協会では「環境ビジョン2030」において、トラック運送業界のCO₂排出量削減に向けた指針を示している。

2.3 社是、経営理念、経営方針等

【社是・経営理念】

<p>『豊かな社会の創造』</p> <p>私たちは、会社、社員が物心ともに豊かになるとともに、協力して いただいている全ての方々を豊かにすることを誓い実践します。』</p>
<p>～最強最優の会社を目指して～</p> <p>柳川合同は、人間力を高める教育の場であることを第一義として、 創立 100 年後(2054 年)には物流業において最強の会社になります。 そして、私たち柳川合同社員は最優と呼ばれるべき人となります。</p>
<p>『心運』</p>
<ul style="list-style-type: none"> 一、私たちは、お客様の商品を心を込めて運ばせていただくとともに、お客様の心を運ばせていただきます。 一、私たちは、皆様に喜ばれる仕事、私たちが喜べる仕事をしていきます。 一、私たちは、ありがとうと言ってもらえる仕事、ありがとうございますと言える仕事をしていきます。
<p>『安全安心宣言』</p>
<p>柳川合同グループは、経営の土台を安全安心のうえに創り、 全社員が健康に幸福に生活し続ける会社になります。</p>



添付® 当社マスコットキャラクターテコン君

『経営理念』
<ul style="list-style-type: none"> 一、私たちは、非同族企業を目指し、何人も企業を私物化することのない社会の公器である会社を創り上げる。 一、私たちは、自らの力で物流における開発を行い、自らの力で需要を創造し、独立独歩の独自性のある会社すなわちいかなる企業の傘下にも入らない会社を創り上げる。 一、私たちは、日本全国および全世界に通用するインターナショナルな会社であり、なおかつ地域に貢献するローカルな会社を創り上げる。
『八つの心』
<ul style="list-style-type: none"> 一、「おはようございます」という明るい心 一、「はい」という素直な心 一、「おつかれさまです」という労わる心 一、「すみません」という反省の心 一、「私がします」という積極的な心 一、「ありがとうございます」という感謝の心 一、「おかげさまです」という謙虚な心 一、「ご安全に」という安全を誓う心
『事故防止重点事項』
<ul style="list-style-type: none"> 一、日常点検を確実の行う 一、指差呼称、目視確認、声だし確認を行う 一、積み降ろしは安全、丁寧に行う 一、バックするときは降りて確認する 一、車間距離はゆとりを持ち、四秒以上あける 一、一時停止では完全停止する 一、無謀運転・だろろ運転、ながら運転をしない 一、ホーム・ボディーから飛び降りない 一、報告、連絡、確認は安全な場所に停車し行う 一、健康管理に気をつけ、良好な体調で臨む
『徹底事項』
<ul style="list-style-type: none"> 一、あいさつの徹底 一、整理整頓の徹底 一、時間厳守の徹底 一、報告連絡相談の徹底 一、情報共有の徹底

【環境方針】

基本理念

当グループは、物流業として高品質の保管・荷役・輸送のサービスを提供し物流業全体の発展に貢献すると共に深刻化する大気汚染や地球温暖化などの地球環境の悪化を防ぐため、環境保全活動に積極的に取り組み、環境面に於ける企業の社会的責任を果たし社会に貢献する。

重点事項

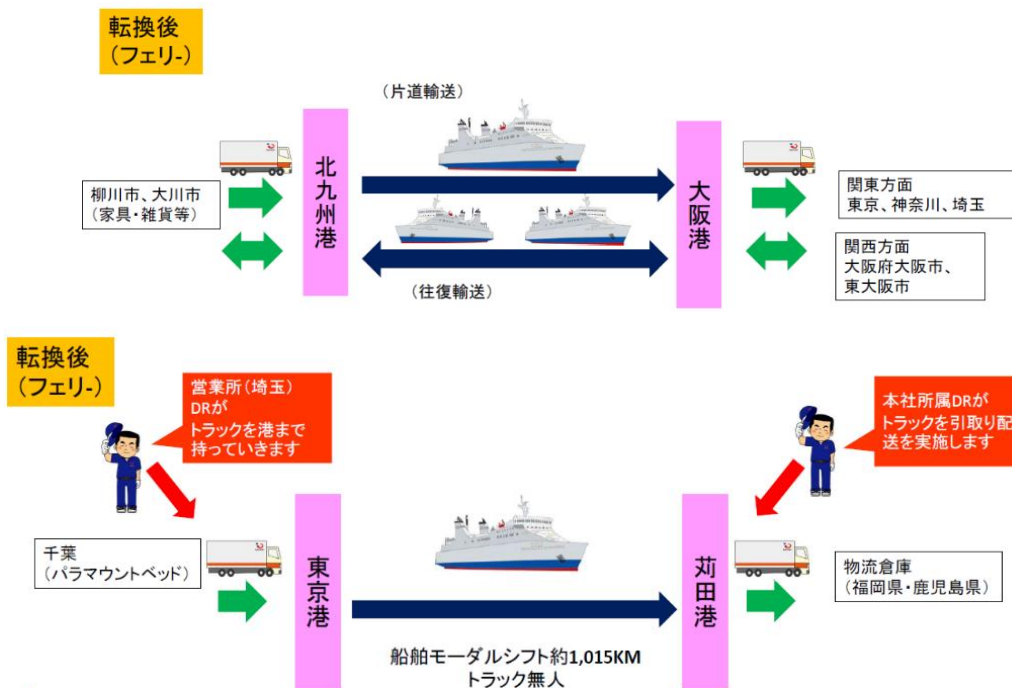
- ① 環境関連法規制を遵守し、環境保全に努める。
- ② 電気や燃料などのエネルギー効率向上を図り、省エネルギーを推進する。
- ③ アイドリングストップ運動の徹底、空車運行の削減に努める。
- ④ 燃費向上を図り燃料商品の節約をする。
- ⑤ 環境保全に関する教育、啓蒙活動を継続して実施する。
- ⑥ 法令にした廃棄物の適正な分別処理を行い、廃棄物による環境破壊の防止に努める。
- ⑦ 事業活動に使用する梱包資材、作業機材、専務用品などについて3R(減らす、繰り返し使う、再資源化)を推進し、廃棄物の削減と省資源に努める。
- ⑧ 本方針を実施し維持するとともに全従業員にこれを周知する。
- ⑨ 本方針は社外に公表する。

2.4 事業活動

柳川合同は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

■ 環境配慮及び 2024 年問題の解決に向けた取り組み

- 当社ではドライバーによるエコドライブやアイドリングストップの徹底だけではなく、モーダルシフトによる輸送効率化を推進している。モーダルシフトとは、トラックなどの自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい幹線輸送(鉄道・フェリー)などの船舶輸送へ輸送工程の一部または全部を転換する取り組みである。海上輸送区間ではドライバーが運転する必要はなく、ドライバーの運転時間や、使用する燃料の削減に貢献している。これにより温室効果ガスの削減に寄与しているだけでなく、労務面に関する 2024 年問題への対応を行っている。
- 当社は 2019 年 8 月に第二種貨物利用運送事業許可を取得した。これまでの輸送形態とは違い、貨物の集荷・幹線輸送・配達までのドア・ツー・ドアの複合一貫輸送を可能にしている。幹線輸送の方式としては環境負荷の小さいフェリーでの輸送を採用しており、北九州から大阪港へ貨物輸送の一部についてモーダルシフトを行っている。



- ・ CO2排出量削減 731.65 t-CO2/年 (64.8%削減)
- ・ ドライバー運転省力化 7,890H/年 (77.43%削減)

添付群⑨ モーダルシフト関連資料

■ 環境負荷低減に係る取り組み

● NOx・PM 削減のための最新適合車輛の導入

当社では、車両から排出される NOx・PM による影響の低減に向け、グループ全体で自動車 NOx・PM 法適合車を 200 台保有している。営業車両は概ね「自動車 NOx・PM 法」適合車となっている。また、日常点検、通常点検（3 か月毎）、車検（1 年毎）時の点検整備の確実な実施、設定キロ数に応じたオイル交換の実施により、ディーゼル車の黒煙の低減に取り組んでいる。整備表を作成し運行ごとの点検を行っている。今後も環境に配慮した車両の導入を通じ、大気汚染防止に貢献していく考えである。

● 温室効果ガス排出量の削減

2024 年より、本社・県央営業所・ウェアハウスビレッジ屋根に太陽光発電パネルを設置している。太陽光発電システムの設置により、年間必要総電力量の約 61.8%程度を賅っている。現在、休日に発電された電力に余剰があることから、蓄電池設備の導入検討を行っており、今後も自社発電を強化していく方針である。またすべての事務所内の照明は全て LED 化されており、温室効果ガスの削減に寄与している。



添付⑩ 当社太陽光発電パネル画像

● 廃棄物削減

当社では、タイヤ、ペットボトルや空き缶だけではなく、パレットの上に積み上げられた商品の保管、荷崩れ防止のために使用するストレッチフィルム、PP バンド、プラスチックごみ等を適切に分別して資源として再利用できるようにすると共に、再利用できないごみの削減に取り組んでいる。

買取可能な再利用（リサイクル）できる資源については、産業廃棄物業者に対して自社で圧縮し引き渡しを行うことや、可能な限りゴミとなった製品を分解（プラスチック部と、金属部やネジ等）する活動を行っている。また、今後は再生タイヤの導入を推進し、さらなる廃棄物量の抑制を目指す。

【分別している資源】

再利用（リサイクル）できる	古紙（雑誌・新聞・段ボール）、ペットボトル、ペットボトルキャップ、アルミ缶、スチール缶、ガラス瓶、ストレッチフィルム、ミラーマット/緩衝材、ビニール袋、PPバンド、金属（鉄・アルミ等）、プラスチック（パレット・弁当容器等）、発砲スチロール
減らしていく	生ごみ（燃やしやすいごみ）、塩化ビニール・ゴム、汚れたプラスチック類、衣類・布類、コンクリート・瓦礫、木製パレット・木くず、蛍光灯・電球、電池・バッテリー類

添付⑪ 自社で分別している資源一覧

■ 安全安心な労働環境の整備

● 社員の健康面への取り組み

会社として従業員の健康促進を最大限にサポートしていくために「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」を登録しており、宣言内容及び取り組みは以下の通りとなっている。

《宣言内容》

- ① がん検診の受診率の向上に関すること
がん検診推進員を設置するとともに、従業員やその家族に対し、がん検診の普及啓発や受診勧奨を行います。また、従業員ががん検診を受けやすい環境づくりの整備に取り組みます。
- ② 運動習慣の定着に関すること
マラソン大会の積極的な参加を呼び掛けるなど、運動の促進をします。
- ③ 歯科口腔保健その他の健康づくりに関すること
生活習慣病予防の為の情報提供を積極的に行います。

《取り組み内容》

年に一度の健康診断の受診に加え、希望者に対しては、産業医との個別面談を行う制度を導入している。また従業員の健康増進のために、月に1度「カレーの日」「ラーメンの日」を設定し、他にもソフトボール大会や30kmウォーキング大会の開催などを推進している。これらの取り組みが評価され、2024年に健康経営優良法人並びに健康づくり優良事業所として認定を受けている。



添付群⑫ 健康経営関連画像

添付⑬ 健康経営優良法人認証

● **働きやすい職場認定**

当社は法令を上回る労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを相当程度実施しているとして、2021年に「ホワイト経営」の一つ星の認証を受けている。この制度は国土交通省が2020年8月に、自動車運送事業の運転者不足に対応するための総合的取り組みの一環として創設されたものである。審査項目は法令順守や労働時間（ドライバーの時間外労働時間は年間960時間以内であるか等）、従業員の心身の健康状態など多岐に渡り、各項目の取り組みが点数によって可視化され、その点数を基準点より一定点数以上とする必要がある。今後は従業員の更なる働きやすさを改善させるため、「ホワイト経営」の二つ星認証の獲得を目指す。



添付④右 働きやすい職場認証登録証書

添付⑤左 社内表彰一覧

● **社員の労働面に係る取り組み**

年に一度の健康診断の受診に加え、希望者に対しては産業医との個別面談を行う制度を導入している。当社では従業員とのコミュニケーションを最重要視しており、日々のコミュニケーション以外にも3ヶ月に一度管理職が全従業員との面談を行っている。また2023年度より有給休暇取得推進として年間休日を105日から120日に拡大し、有給休暇取得推進日も5日間設けている。その結果従業員の平均有給休暇取得率は76%で推移している。従業員は2024年8月時点で96名(男性46名、女性50名)であり、平均勤続年数は男性8.2年、女性7.5年となっている。

● **人事考課制度に係る取り組み**

当社の人事考課は独自の人事考課シートを用いて、従業員が年度初めに設定する目標に対して達成レベルを自己評価した後、四半期に一度上司との面談を行い決定される。昇給・昇格については年に一度、人事考課シートに基づいて行われる。職能要件は各事業部・階層ごとに細かく設定されており、会社からの期待水準及び期待される職務能力に対して、個人がどの程度コミットしているかが判断される仕組みとなっている。

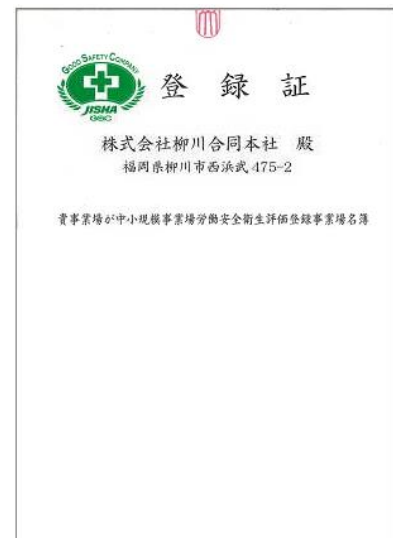
■ 安全安心な輸送システムの構築

● 労働災害低減への取り組み

中央労働災害防止協会の基本的な安全衛生活動とそれを継続するための基盤ができているかどうかを評価する「JISHA グッド・セーフティ・カンパニー」に登録された。「JISHA グッド・セーフティ・カンパニー」とは中央労働災害防止協会にて、安全衛生の向上を目指す中小規模事業場の安全衛生活動を支援し、自らが設定した目標を達成できる企業力の強化と蓄積を後押しするため基本的な安全衛生活動とそれを継続するための基盤ができているかどうかを評価する制度である。

評価は下記の 10 項目にて行われている。

1. 経営トップによる安全衛生方針の表明
2. 安全衛生管理体制の整備
3. 労働安全衛生法の遵守
4. リスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の決定等
5. 安全衛生活動の実施状況
(5 S 活動、危険予知活動、ヒヤリ・ハット活動など)
6. 緊急事態への対応
7. 労働災害発生原因の調査等
8. 経営トップによる労働安全衛生活動の全般的な見直し
9. 安全衛生活動の記録
10. 安全衛生管理活動の運用による効果



添付⑩ JISHA グッド・セーフティ・カンパニー登録証

このほか、主な安全衛生活動（リスクアセスメント、5 S 活動、危険予知活動など）については、活動の「レベル評価」も併せて行われており、当社はいずれも高いレベルで安全衛生活動が維持されている。この活動により過去 5 年間重大な労働災害発生事案は 0 件となっている。

またすべてのトラックにドライブレコーダー、デジタコが標準装備されており、運転管理者によって適切に管理されている。危機管理手法として全ドライバーは 6 人 1 チームに振り分けられ、取りまとめを行う班長は月に 2 度班長会議を行い、事例を交えながら、事故発生原因について議論を行う場を設定していると同時に、定期的に社外講師を招聘し、安全運転について全員参加型の講義を行っている。

● 安全性優良事業所認証

当社では「安全」はすべてにおいて最優先される事項である。2023 年 12 月に本社営業所において、安全に優れた運送事業の証である G マークを取得している。認定においては評価満点を取得しており、事業者としての安全性が評価されている。安全性優良事業者(G マーク)は国土交通省が指定した(公社)全日本トラック協会が評価実施する認定制度であり、荷主がより安全性の高い事業者を選びやすくするための環境整備を図ることを目的としている。



添付⑪ G マーク 当社より提供

● **DX への取り組み**

当社では日常業務の効率化及び自動化を目的として、DX・IT 化を推進している。従来から配車業務の自社運用に拘りを持っていたが、紙での運行管理を行っている以上、配車漏れや顧客漏れが避けられないことを課題として持っていた。そこで当社が導入したシステムがアSEND(株)が運営する運送管理システム《Logix》である。このシステムの導入により、入力ミスの改善や配車効率の向上、データの共有化だけではなく、データに基づく改善点の抽出や投資判断手法としても活用できるようになり、従業員は本質的目付付加価値の高い業務に集中することを可能にしている。

● **人材育成**

当社では研修を通して以下のような人材育成に取り組んでいる。今後は下記研修以外にも、従業員に対し、環境問題に関する研修も随時行っていく方針である。

新人社員・ドライバー研修	その年に入社した社員に対してマニュアルを用いた技能育成
省エネ運転講習	新入社員からベテランドライバーまで幅広いドライバー層に対して定期的を実施し、環境配慮意識の熟成を図る研修
安全衛生教育研修	中央労働災害防止協会が主催する安全衛生意識の向上を目的とした研修
管理職研修	中堅社員を中心としたマネジメント研修
社長塾	3 か月に一度社長が独自に考えた題材について、従業員の人間力向上を目的とした研修を実施
他社合同研修	2 か月に 1 度、異業種理解を目的とした合同研修を実施。将来的には各社の出向者を出し合い、人材交流を目指す



添付群¹⁹ 他社合同研修風景

● **資格取得・免許取得サポート**

当社では資格取得を支援することで、人材育成に取り組んでいる。具体的には、中型運転免許、大型運転免許、フォークリフトの運転免許、運転管理者資格等、業務上必要とされる資格取得については、取得費用を全額当社が負担することで取得を支援している。また高度な知識を要する資格の取得に際しては、外部講座の受講費用等を援助し、資格取得を支援している。

大型運転免許	138名	派遣元責任者	3名
中型運転免許	64名	整備管理者	2名
準中型運転免許	11名	はい作業	2名
運転管理者	11名	第一種衛生管理者	2名
フォークリフト	11名	引越管理者	1名
玉掛け	3名		

2024年8月時点 資格取得者数

● **ダイバーシティ推進による雇用機会の創出**

当社では女性従業員割合が全体の5割(全体96名、内女性50名)となっていることに加え、女性管理職も4名(全体11名)となっている。また次世代法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定していることから女性活躍推進企業である。

取り組みとしてはHPや会社案内に女性社員の活躍状況の掲示を行うことや女性社員の雇用促進に係る社内会議を開催することなどが挙げられる。これらの取り組みにより過去4年で新卒の女性社員を8名採用している。また当社は従業員に係る働き方改革の一環として、福岡県子育て応援宣言への登録を行った。子育て応援宣言とは誰もが子育てをしながら働き続けることができる社会の実現を目指して、経営トップ自らが従業員の仕事と子育てを応援することを宣言し、県が公布する登録制度である。当社では育児休業法、育児休業給付金などの諸制度の周知や育児休業者が出た場合の代替要員の確保、復帰後の社内研修の整備を行い、従業員が元気に安心して仕事に取り組める環境づくりに取り組んでいる。



添付⑨ 子育て応援宣言マーク

外国人従業員については積極採用を行っており、現在2名の外国人労働者が従事している。また2024年度には新たに3名の外国人労働者を受け入れ予定である。今後も輸送事業拡大や廃油ストーブ事業の拡大により、外国人管理団体を通じた外国人労働者の受入を推進していく予定である。

● **幸せデザインサーベイの導入による従業員の幸福度向上への取り組み**

会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、融資期間中に商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ^{※2}」に取り組んでいる。今後はより働きやすい職場を目指し、社内の幸せ指数の向上を図る。

※2 幸せデザインサーベイ

幸せデザインサーベイは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド（幸福度）」の5つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する（100点満点）。



添付⑩ 幸せデザインサーベイ

■ 2024 年問題への対応方針

- 「働き方改革関連法」によって 2024 年 4 月以降、ドライバーの年間時間外労働時間の上限が 960 時間に制限されている。これにより、ドライバーの総労働時間が減少し、荷物が運び切れなくなるリスクも想定される中、柳川合同では、この問題への対応策として以下の施策を掲げている。

配車担当者
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 荷主・元請けへの輸送効率の改善提案、荷受け・待機時間減少のため現場改善要求 ➤ 空車回送を減らす配車組み ➤ 乗務員の正確な労働時間の把握
運行管理者
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 乗務員に対する月平均実働時間を規定以内に抑える運行計画の制定、連続運転、休憩時間等の改善基準告示、2024 年問題への対応の周知徹底、GPS 活用による時間管理の徹底(2023 年度月平均時間外労働時間：約 17 時間) ➤ 乗務員から意見集約を行い、配車担当と連携して乗務員の負担軽減を推進する ➤ 運転日報等の管理を徹底し、乗務員の適時状況把握を行い、改善を進める ➤ 配車担当者に対する輸送効率化の改善提案
ドライバー
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 連続運転、休憩時間等のルール、2024 年問題への対応について理解を深める(2023 年度月平均時間外労働時間 70 時間) ➤ 日報への正確な記載、社用携帯のアプリケーションを活用したコミュニケーションの活発化の推進 ➤ 運行計画に従いながらも、より良い運行経路があれば提案を行う ➤ 日々の運行状況について、負担が大きいと感じるときは運行管理者等に伝え、自己判断のみで解決しないようにする

■ 地域貢献活動

● もったいないプロジェクト

当社では環境保全と地域貢献活動を目的として地元の廃工場や廃校舎を買い取り、リノベーション後に営業倉庫として貸し出す『もったいないプロジェクト』を推進している。この取り組みにより、廃棄予定であった工場を所有する会社は、廃材や無駄な出費を出す必要がなく、当社は使われていない資産を有効活用できるため、両者にとって有意義な形となっている。また他社との合同研修を通じて、地域貢献活動に根差したジョイントベンチャーを創出する活動も行っていく方針である。今後はこの取り組みを拡大し、一次産業の活性化やそこで得られた収益を社員還元することで賃金面のペアに充てるなどを構想している。



添付② 廃工場の有効活用例

● PRトラック

毎年1台、地元企業の広告主と費用を折半し、PRトラックの製造を行っている。



添付② PRトラック画像

■ 事業継続力強化計画の策定及び認定

● BCP の策定

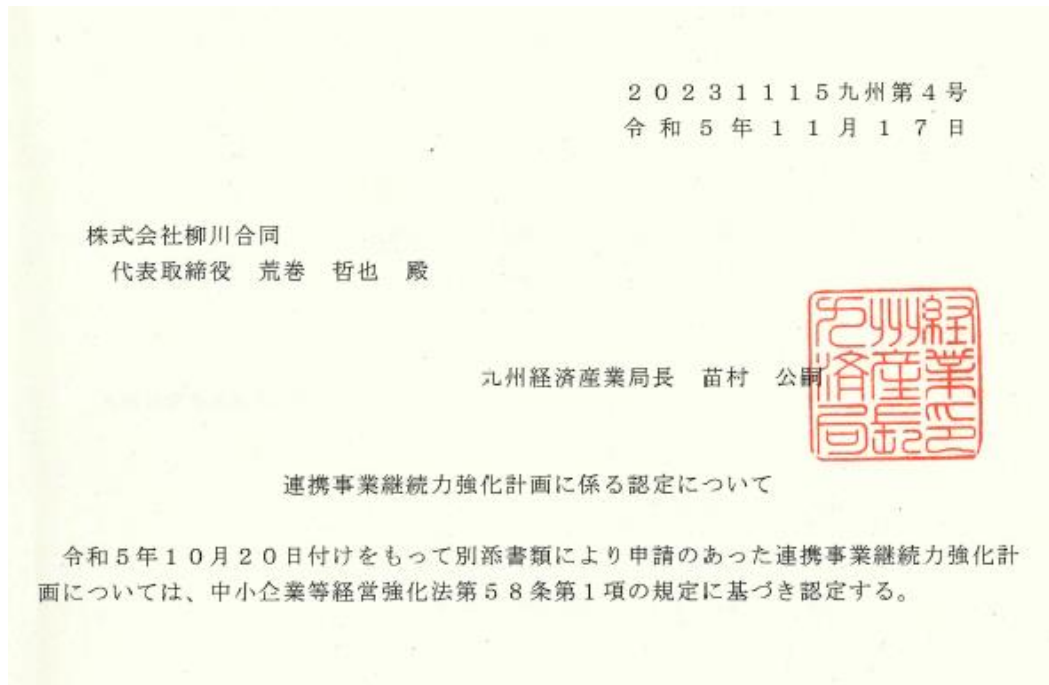
地震や津波、洪水等の自然災害や感染症発生時に対する事前対策(防災、減災)を促進し、安定した事業展開ができる体制の構築を実現するための計画を策定し、九州経済産業庁より認定を受けている。

《BCP の基本方針》

- ・人命（従業員・顧客）の安全を守る
- ・自社の経営を守る
- ・顧客からの信用を守る
- ・従業員の雇用を守る
- ・経済活動と国民生活を支える重要なライフラインとしての自覚を持ち、被災地への救援物資の輸送に携わる等の役割を担う

《防災への取り組み》

- ・民間物資拠点への登録を検討する
- ・燃料タンクの備蓄をする



添付② 連携事業継続力強化計画認定

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	陸路貨物運送業、倉庫保管業
ポジティブ・インパクト	移動手段、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄
ネガティブ・インパクト	自然災害、健康および安全性、社会的保護、気候の安定性、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
賃金	➢ 公正公平な賃金配分
零細・中小企業の繁栄	➢ 地域貢献活動

■ ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全・安心な労働環境の整備 ➢ 幸せデザインサーベイの活用による従業員幸福度向上
社会的保護	➢ 従業員の福利厚生確保
気候の安定性、資源強度	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 温室効果ガス排出量の削減 ➢ 人材育成(環境指標の見える化)
大気	➢ NOx・PM 削減のための最新適合車輛の導入
廃棄物	➢ 廃棄物の削減

■ ポジティブ・インパクト、ネガティブ・インパクトの両方

インパクト	取組内容
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) ジェンダー平等、 民族・人種平等	➢ ダイバーシティ推進による雇用機会創出


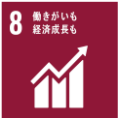
同社事業では一般貨物運送事業のみで旅客運送との兼業はなされていないことから、「移動手段」をポジティブ・インパクトとして特定していない。

同社事業において、当社事業運営上、持続不可能な土地利用は認められないことから「自然災害」もネガティブ・インパクトに特定しない扱いとした。また、土壌の安定性を阻害する可能性のある汚染物質の排出は認められないこと、生態系を改善・悪化させる取り組みへの関与はなされていないことから、UNEP FI のインパクト分析で発現された「土壌」「生物種」「生息地」に関するネガティブ・インパクトは特定していない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性


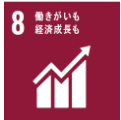


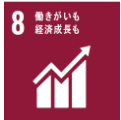


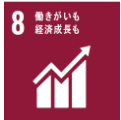

柳川合同は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。設定した KPI のうち目標年に達したものについては、再度の目標設定等を検討する。




【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	零細・中小企業の繁栄	
取組内容（インパクト内容）	地域貢献活動	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中、「もったいない PJ」を推進し、地元中小企業との協業により、10 件成功事例を作り上げる (2023 年時点 実績 1 件) ● 融資期間中、合同研修を続け、3 名の出向と 1 社のジョイントベンチャーを創出する (2023 年時点 ジョイントベンチャー創出件数 0 件) 	
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境保全と地域貢献活動を目的として地元企業と協業し、「もったいない PJ」を推進していく。 ➢ 従業員の人材育成にもつながる他社との合同研修を通じて、互いに出向者を出し合い、企業文化の共有をしながら、地域貢献活動につながるジョイントベンチャーを立ち上げる。 	
貢献する SDGs ターゲット	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
		
		


【ネガティブ・インパクト】



特定したインパクト	健康および安全性
取組内容（インパクト内容）	安全・安心な労働環境の整備 幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2028 年までに有給休暇取得率 90%以上にし、以降維持する (2023 年 有給休暇取得率 80.6%) ● 融資期間中、離職率 5%未満を維持する (2023 年 離職率 8.4%)

	<ul style="list-style-type: none"> ● ISO9001 の認証維持 (2004 年 ISO9001 取得) ● 融資期間中、年間事故発生件数を 0 件まで抑制し、達成後は維持する (2023 年 年間事故発生件数 47 件) ● 2028 年までにデジタコ点数を 95 点まで向上させる (2023 年 デジタコ点数 89 点) ● 融資期間中、隔期幸せデザインサーベイを実施し、ポイントupを行う ● 2029 年までに働きやすく職場認定星二つを獲得する (2024 年時点 働きやすい職場認定星一つ獲得) 												
<p>KPI 達成に向けた取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日々、従業員とのコミュニケーションを最重要項目とし、有給休暇取得率の向上を目指すと同時に、離職率の低減に繋げていく。 ➢ 「JISHA グッド・セーフティ・カンパニー」の認証企業として、引き続き ISO9001 に基づく安全衛生活動を行い、年間事故発生件数の抑制及び、デジタコ点数の向上を目指す。 ➢ 今後「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果を経営陣と従業員が対話の上、社員にとって満足度の高い、働きがいのある企業を目指す。 ➢ 従業員幸福度向上のため、今後様々な施策を実施し、働きやすい職場認定星二つの獲得を目指す。 												
<p>貢献する SDGs ターゲット</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="595 1283 662 1417">3.4</td> <td data-bbox="662 1283 1252 1417">2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</td> <td data-bbox="1252 1283 1402 1417">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 1417 662 1608">8.5</td> <td data-bbox="662 1417 1252 1608">2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</td> <td data-bbox="1252 1417 1402 1608">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 1608 662 1798">8.8</td> <td data-bbox="662 1608 1252 1798">移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</td> <td data-bbox="1252 1608 1402 1798">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 1798 662 1989">10.2</td> <td data-bbox="662 1798 1252 1989">2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</td> <td data-bbox="1252 1798 1402 1989">  </td> </tr> </table>	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。		8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。		8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。		10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	
3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。												
8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。												
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。												
10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。												

特定したインパクト	気候の安定性、資源強度		
取組内容(インパクト内容)	温室効果ガス排出量削減 人材育成(環境指標の見える化)		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中、モーダルシフトを毎年 1,000 件運行し、トラックより排出される温室効果ガスを毎年 676.42t/CO₂ 削減する (2023 年 モーダルシフト運行件数 879 件、モーダルシフトによる温室効果ガス削減量 584.8t/CO₂) ● 2025 年までに環境指標の見える化を行い、誰でも現状を把握できるようにする 以降の KPI は環境指標に従って目標値を設定する 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 輸送効率化を推進していく中で、環境負荷の小さい幹線輸送(鉄道・フェリー)を用いたモーダルシフトを推進し、CO₂ 排出量の削減を目指す。 ➢ これまでの当社では各個人や単発 PJ で環境問題に対して取り組んできたが、今後は会社全体で環境問題に取り組む上でも、事業活動における環境指標の見える化し、全従業員に向けて公開する。 		
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	





特定したインパクト	大気		
取組内容(インパクト内容)	NOx・PM 削減のための最新適合車輛の導入		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中、引き続き車両入れ替え時に NOx・PM 法適合車輛を導入する (2024 年 7 月時点 NOx・PM 法適合車輛 200 台) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 今後入れ替えが予定されている車輛は全て NOx・PM 法に基づいた適合車輛を導入する。 		

貢献する SDGs ターゲット	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
-----------------	------	--	---

特定したインパクト	廃棄物		
取組内容(インパクト内容)	廃棄物の削減		
KPI	● 2035 年までに再生タイヤの使用割合を全体の 60%とする (2023 年 再生タイヤ導入率 10%)		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 廃棄物量抑制を推進していくため、廃棄割合の大きいタイヤについて再生タイヤの導入促進を行う。		
貢献する SDGs ターゲット	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

【ポジティブ・インパクト、ネガティブ・インパクトの両方】

特定したインパクト	(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) ジェンダー平等、民族・人種平等
取組内容(インパクト内容)	ダイバーシティ推進による雇用機会の創出
KPI	● 每期女性従業員を 2 名採用する (2024 年 8 月時点 女性従業員 50 名) ● 2030 年までに外国人労働者を 3 名採用する。 (2024 年 8 月時点 外国人労働者 5 名)
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 全従業員 96 名中 50 名が女性社員である。会社としては、性別問わずドライバーや倉庫作業員、事務員として活躍できる職場環境づくりを進め、女性従業員を増加させていく。 ➢ 輸送事業拡大や廃油ストーブ事業の推進等により、雇用を拡大させていく中で、適材適所な人員配置を行うことで、外国人労働者や障がい者の雇用機会を拡大させる。 ➢ 定年を 65 歳に設定しており、65 歳以上の高齢者は 14 名であるが、今後、対象年齢となる社内希望者やシルバー人材センターからの受入による雇用増加を見込む。

貢献する SDGs ターゲット	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

なお、「賃金」の取り組みは、ポジティブ・インパクトとして特定しているものの、現状賃金水準は業界平均以上で推移しており、今後も継続した賃金のベースアップや昇格・昇進により賃金上昇が図られていくため KPI は設定していない。また「社会的保護」の取り組みはネガティブ・インパクトとして特定しているものの、新人事制度により従業員の社会保障面は担保されていることから KPI は設定していない。

5.サステナビリティ管理体制

柳川合同では、本ファイナンスに取り組むにあたり、荒巻哲也社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、荒巻哲也社長を最高責任者、プロジェクト・リーダー・事務局を経営企画室荒巻氏とし、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長	荒巻哲也
(プロジェクト・リーダー)	経営企画室	荒巻陽佑
(事務局)	経営企画室	荒巻陽佑

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、柳川合同と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、柳川合同と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。柳川合同は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 白石 一真

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190